**木城町中小企業エネルギー物価高騰対策緊急支援補助金**

【１】概要

　世界的な原油・物価高騰により、町内商工業者へも大きな影響となっているため、経営継続と地域経済の安定を目的に、事業者への支援を行う。

【２】事業期間

　令和６年度

【３】対象者

木城町内に主たる事業所を有する商工業者とし、かつ、申請時点で商工業を継続している者。

【４】補助金の対象及び交付額

　令和５年中又は令和６年中の商工業の経営に要した動力光熱水費に対し交付するものとし、交付額はそれぞれ以下のとおりとする。

1. 令和５年決算「動力光熱水費」×４．６％　（限度額１０万円）
2. 令和６年中に事業を開始した者は、令和６年中の決算「動力光熱水費」×４．６％（限度額１０万円）

※動力光熱水費は、電気、ガス、水道、ガソリン、軽油、重油を対象としています。

【５】申請方法

　補助金交付申請書（様式１号）、補助金請求書（様式２号）を記入、押印の上、添付資料をつけて、提出してください。

　〇添付資料

１．税務署受付印のある確定申告書（第１表）の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（※電子申告の場合は、税務署からの受信通知書が必要）

２．その他関係書類（動力光熱水費の積算内容がわかる資料等）

提出先は、木城町役場地域政策課までお願いいたします。

【６】申請期間

　令和７年２月３日（月）から令和７年３月２１日（金）まで（期日厳守）